

## 鈴鹿市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収、収納等に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月4日

鈴鹿市上下水道事業管理者 湧 美 良 雄

### 1 委託を受けた者（指定公金事務取扱者）

受 託 者 第一環境・NJS 共同企業体

代表構成員 所 在 地 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目31番10号  
商号又は名称 第一環境株式会社 中部支店

構成員 所 在 地 三重県津市八町一丁目2番7号311  
商号又は名称 株式会社NJS 三重出張所

### 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入の種類

水道及び下水道事業に係る料金、並びに下水道事業受益者負担金

### 3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年1月30日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務の委託をした日

令和8年4月1日

### 5 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで